

(参考資料3) 電力・ガス取引監視等委員会の建議など (2025 年度)

< 勧告・建議・報告徴収 >

	2025 年度	
	件数	内訳
事業者勧告 【電気事業法第 66 条の 12 第 1 項、ガス事業法 第 178 条第 1 項】	2	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道電力株式会社の情報漏えい事案に関する業務改善勧告 ・北海道電力ネットワーク株式会社の情報漏えい事案に関する業務改善勧告
大臣勧告 【電気事業法第 66 条 の 13 第 1 項】 【ガス事業法第 179 条 第 1 項】	0	
建議 【電気事業法第 66 条の 14 第 1 項、電気事業法 等の一部を改正する法律 附則第 25 条の 8 第 1 項、ガス事業法第 180 条 第 1 項】	12	<ul style="list-style-type: none"> ・電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（電気関係報告規則及びガス関係報告規則に基づく定期報告について） ・特定小売供給約款料金に係る関係法令等の改正について ・「電力の小売営業に関する指針」の改正に関する建議について ・「ガスの小売営業に関する指針」の改正に関する建議について ・「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について ・「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間取りまとめ）」を踏まえたインバランス料金制度の運用に関する建議について ・「適正なガス取引についての指針」の改定に関する建議について ・「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドライン」の改定に関する建議について ・「長期脱炭素電源オークションガイドライン」の改定に関する建議について

		<ul style="list-style-type: none"> ・レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する建議について ・「容量市場における入札ガイドライン」の改定に関する建議について ・「予備電源制度ガイドライン」の改定に関する建議について
<p>報告徴収</p> <p>【電気事業法第 106 条、 ガス事業法第 171 条】</p>	<p>8</p> <p>(※1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス製造受託の拒否に係る報告について ・託送供給等業務に関する公表されていない情報の漏えいについて ・その他

※1 電気関係報告規則をはじめとする法令等に基づき、事業者から定期的に報告を求めているものは除く

<経済産業大臣からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	2025 年度
<p>小売電気事業登録</p> <p>【第 2 条の 2】</p>	53
<p>小売登録の取消し</p> <p>【第 2 条の 9】</p>	3
<p>小売供給登録</p> <p>【第 27 条の 15】</p>	4
<p>特定供給の許可</p> <p>【第 27 条の 33 第 1 項】</p>	2
<p>卸電力取引所業務規程変更認可</p> <p>【第 99 条第 1 項】</p>	1
<p>卸電力取引所事業計画・収支予算認可</p> <p>【第 99 条の 6】</p>	1
<p>離島供給に係る約款以外の供給条件の承認</p> <p>【第 21 条第 2 項ただし書】</p>	24

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第 28 条の 41 第 3 項】	3
電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可 【第 28 条の 46 第 1 項】	3
電力広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可 【第 28 条の 52】	2
電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 53】	1
電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可 【第 28 条の 55 第 1 項】	1
供給区域外に設置する電線路による供給の許可 【第 24 条第 1 項】	15
特定小売供給約款の変更の認可 【第 2 弾改正法附則第 18 条第 1 項】	7
特定小売供給約款の変更の届出 【第 2 弾改正法附則第 18 条第 7 項及び 第 2 弾改正法附則第 16 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 19 条第 5 項】	10 (※ 1)
特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】	50
最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】	35
託送供給等約款以外の供給条件の認可 【第 18 条第 2 項ただし書】	23
原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省が毎年行う定期的な評価 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】	1 (※ 1)
廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者 における廃炉等負担金の確認【第 19 条第 1 項】	1 (※ 1)
託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条第 1 項】	10
沖縄電力株式会社の特定小売供給に係る供給義務等 【第 2 弾改正法以前の旧電気事業法第 2 条第 1 項第 7 号に 規定する特定規模需要の要件】	1 (※ 1)

(2) ガス

	2025 年度
ガス小売事業登録 【第 3 条】	2
ガス小売事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	17
一般ガス導管事業の供給区域の変更許可 【第 40 条第 1 項】	28
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域等の指定の解除 【第 2 弾改正法附則第 22 条第 2 項】	2 (うち 1 (※ 1))
旧一般みなしガス小売事業者の指定旧供給区域の変更許可 【第 2 弾改正法附則第 23 条第 1 項】	4
原価算定期間又は原資算定期間終了後に 経済産業省が毎年度行う定期的な評価について 【第 3 弾法附則第 22 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 1 項】	1 (※ 1)
託送供給約款の変更認可 【第 48 条第 2 項】	1
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の 収支状況の事後評価 【第 50 条第 1 項、第 76 条第 4 項及び第 77 条第 3 項】	2 (※ 1)
最終保障供給約款以外の供給条件の承認 【第 51 条第 2 項ただし書】	4

(3) 熱

	2025 年度
熱供給事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	2
指定旧供給区域熱供給規程の変更認可 【電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 5 2 条第 1 項】	1

<地方経済産業局長等からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	2025 年度
特定供給の許可 【第 27 条の 33 第 1 項】	30 (※ 2)

(2) ガス

	2025 年度
ガス小売事業者の登録 【第 3 条】	6
ガス小売事業の変更登録 【第 7 条第 1 項】	37 (※ 2)
指定旧供給区域等小売供給約款以外の特例認可 【第 3 弾法附則第 22 条第 4 項、 旧ガス事業法第 20 条ただし書】	6
指定旧供給地点の指定解除 【第 3 弾法附則第 28 条第 2 項】	29 (※ 2)
指定旧供給地点小売供給約款以外の特例認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項、 旧ガス事業法第 37 条の 6 の 2 ただし書】	244 (※ 2)
指定旧供給地点の変更の許可 【第 3 弾法附則第 29 条第 1 項】	84
指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【第 3 弾法附則第 30 条第 1 項】	50
一般ガスの託送供給約款の制定不要承認 【第 48 条第 1 項ただし書】	72 (※ 2)
託送供給約款の変更認可 【第 48 条第 2 項】	3
託送供給約款の特例認可 【第 48 条第 3 項ただし書】	1
最終保障供給の特例承認 【第 51 条第 2 項ただし書】	4 (※ 2)
特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第 76 条第 1 項ただし書】	5

旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を有する旧ガス事業法第37条の7第1項が準用する第10条第1項】	2
旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を有する旧ガス事業法第37条の7第1項が準用する第10条第2項】	16
一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】	54
一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第50条第1項】	6 (※1)
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第50条第1項、第76条第4項及び第77条第3項】	11 (※1)

(※1) 任意の意見聴取に対して回答している。

(※2) 電気事業法に基づく電気の特定供給の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許可等のうち、経済産業大臣から各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務の実績について、電力・ガス取引監視等委員会が事務局から報告を受けた内容（2025年度の実績）を記載している。

【注記】

複数件の申請に対し1件の回答を行っているものについては、複数件として数えている。